平成２６年（フ）第３９１９号
東京都三鷹市野崎１丁目14―７―503
債務者　樋口喜久男
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９２１号
東京都足立区佐野１丁目23―５―101
債務者　緑川恵美子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９２２号
東京都新宿区北新宿２丁目10―３　三和マンション３号館201
債務者　若槻　涼太
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９２７号
東京都江戸川区西葛西３丁目８―15　ドーミー西葛西７
債務者　武田すみ子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９３１号
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目34―３　千駄ヶ谷荘
債務者　佐野　真一
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９３２号
東京都荒川区東尾久６丁目25―14　エステートリズム201、住民票上の住所東京都荒川区東尾久６丁目25―14　エステートリズム
債務者　堀岡　利康
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９３４号
東京都多摩市永山４丁目４―７―408
債務者　亀田　朝子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９３５号
東京都八王子市散田町３丁目16―12　グランコートあけぼのＣ
債務者　田中　孝子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３９３７号
東京都葛飾区南水元１丁目30―７―201
債務者　柴尾　英子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５１号
横浜市南区通町２丁目39番地11　谷村ビル302号室
債務者　雨宮　眞
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６４号
横浜市旭区白根４丁目28番１号　エムケーケー鶴ケ峰Ａ棟307
債務者　新井　覚
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月25日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１４２５５号
東京都豊島区南長崎３丁目21―６
破産者　岩井　昌治
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２７号
東京都小平市美園町３―９―19―204、開始決定時の住所東京都中野区本町４丁目７―10―102
破産者　徳永　義範
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９７７号
東京都台東区西浅草２丁目８―10―201
破産者　田中　　猛
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０７０号
神奈川県横浜市中区富士見町２―６―604
破産者　石井　洋典
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３４０号
東京都三鷹市上連雀１丁目９番３号
破産者　有限会社中央建設
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部